

お客様各位

「とびうめ災害復旧個人・事業者ローン」のご案内

平成 29 年 7 月 5 日以降発生している朝倉一柵木地区における大雨により被害を受けられた皆さまの 1 日も早い災害復旧に関する資金のニーズにお応えするため、当組合では下記のとおり「とびうめ災害復旧個人ローン」「とびうめ災害復旧事業者ローン」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。詳細につきましては、ご遠慮なく、窓口にお問合せください。

一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

【とびうめ災害復旧個人ローン商品概要】

商品名	とびうめ災害復旧個人ローン
お取扱期間	平成 29 年 7 月 20 日（木）～平成 29 年 12 月 29 日（金）受付分まで
ご利用いただける方	平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害救助法の指定区域且つ当組合営業エリア（朝倉市、東峰村）にお住まいの被災者の方で、次の両項目を満たされる方 <ul style="list-style-type: none"> ・満 20 歳以上、完済時 70 歳以下の方 ・勤続 2 年以上の給与所得者及び個人事業者
お借入れ金額	10 万円以上 500 万円以下（1 万円単位）
お借入れ期間	7 年以内（最長 6 ヶ月の元金据置が可能）
お使いみち	災害復旧資金、ただし、資金使途が明確なもの （事業性資金、旧債返済および既存借入のお借換えはできません）
お借入れ利率	1. 500%（変動金利 6 ヶ月変動型） 〔当組合新長期プライムレート マイナス 1.350%〕
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	元利金等返済または元金均等返済（ボーナス併用返済可能）
連帯保証人	原則として 1 名以上
担保	原則として不要 ただし、当組合が必要と認めた場合は、別途徴求いたします。
融資実行手数料	無料
お申込時にご用意いただくもの	① 本人確認書類 ② り災証明書（被災証明書等）または現場写真 ③ 所得証明書、源泉徴収票または確定申告書（直近 3 期分） ④ 資金使途確認資料（見積書等） ⑤ その他審査上の必要書類

【とびうめ災害復旧事業者ローン商品概要】

商 品 名	とびうめ災害復旧事業者ローン
お 取 扱 期 間	平成 29 年 7 月 20 日（木）～平成 29 年 12 月 29 日（金）受付分まで
ご利用いただける方	事業所または住居が当組合の営業区域の中小企業者で、次の（1）～（3）の何れかに該当する中小企業者 （1）被災された中小企業者 （2）主要取引先が被災された中小企業者 被災地域の方を雇用されている中小企業者 （3）7 月 5 日の大雨の影響により、1 ヶ月間の売上高が前年同期比 10%以上減少することが見込まれる中小企業者
お 借 入 れ 金 額	1 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円以下（1 万円単位）
お 借 入 れ 期 間	運転資金： 7 年以内（※短期資金は 1 年以内） 設備資金： 1 0 年以内 （運転資金・設備資金ともに最長 6 ヶ月の元金据置が可能）
お 使 い み ち	平成 29 年 7 月 5 日以降発生している朝倉－杷木地区における大雨の影響により、事業経営に必要となった運転資金・設備資金 （既存借入のお借換えはできません）
お 借 入 れ 利 率	1. 8 5 0 %（連動金利） [当組合新長期プライムレート マイナス 1.000%]
ご 融 資 形 態	証書貸付、手形貸付
ご 返 済 方 法	元利金等返済または元金均等返済、一括返済
連 帯 保 証 人	原則として 1 名以上 ただし、当組合が必要と認めた場合は、追加することもあります。
担 保	原則として不要 ただし、当組合が必要と認めた場合は、別途徴求いたします。
融資実行手数料	無料
お申込時にご用意いただくもの	① 被災した場合…り災証明書（被災証明書等）または現場写真 売上減少の場合…売上減少を確認できる書類 ② 決算書 ・法人の場合：直近の決算書 3 期分および付属明細書一式 ・個人事業者の場合：直近の確定申告書 3 期分 ③ 資金使途確認資料（見積書等） ④ その他審査上の必要書類

以上

〈本件に関するお問合せ〉
とびうめ信用組合 本部 営業推進部
TEL 092-483-7300